

東洋英和女学院大学学術リポジトリ運用指針（ガイドライン）

2014年1月8日

東洋英和女学院大学 図書館委員会制定

（目的）

- 1 この運用指針は、東洋英和女学院大学学術リポジトリ（以下「本学リポジトリ」という。）の運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

- 2 この指針において「本学リポジトリ」とは、東洋英和女学院大学（以下「本学」という。）において生産された教育研究成果（以下「成果物」という。）を電子的な形態によって収集・保存し、学内外に無償で提供することにより、教育研究活動の発展および社会貢献に寄与するためのシステムをいう。

（管理運用）

- 3 本学リポジトリの管理運用は、東洋英和女学院大学図書館（以下「図書館」という。）において行うものとし、図書館長を責任者とする。管理運用に必要な事項は、図書館委員会（以下「委員会」という。）で決定するものとする。

（登録者）

- 4 本学リポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は以下の通りとする。
 - （1）本学に在籍する、または在籍したことのある教職員。
 - （2）本学に在籍する、または在籍したことのある学生。
 - （3）その他図書館長が許可した者。

（登録者申請）

- 5 4の（1）に該当する登録者は、本学リポジトリへの登録に際し必要なアカウントを取得するため、委員会に対し所定の手続きで申請し、承認を得るものとする。

（登録対象成果物）

- 6 本学リポジトリに登録する成果物は、次に挙げる（1）～（4）の要件をすべて満たすものとする。
 - （1）本学に関わる成果物で以下のいずれかに該当すること。
 - ア．登録者が作成もしくは作成に関わったもの
 - イ．本学においてその主要部分が作成されたもの
 - ウ．図書館が所蔵する貴重資料
 - エ．その他委員会が本学リポジトリに登録することが適当と認めたもの
 - （2）本学リポジトリで公開可能な電子的フォーマットで作成されていること。
 - （3）法令、本学規程、社会通念、情報セキュリティ上問題が生じないものであること。
 - （4）ネットワークを通じて配信できること。

(登録)

7 4の(1)に該当する登録者は、本学リポジトリに自らが作成に関与した成果物を登録することができる。それ以外の登録者及び希望する登録者は、図書館職員がその登録作業を代行することができる。

(成果物の公開)

8 図書館は、登録者から提供された成果物について、出版者の著作権、その他登録及び公開にかかる支障がないことを調査したうえで本学リポジトリに登録し、インターネットに無償で公開する。

(成果物の利用)

9 利用・保存のため、必要な複製・媒体変換を行う。

(成果物の著作権)

10 登録者は、本学リポジトリに登録する成果物に関わるすべての著作権者に無償での公開についての許諾を得るものとする。

11 成果物が本学リポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(登録の削除)

12 図書館は、本学リポジトリに登録された成果物が次に挙げる(1)～(3)いずれかに該当する場合、委員会の議を経て、登録された成果物の一部または全部を削除することができる。

(1) 登録者が、理由を付して削除を申請した場合

(2) 著作権を侵害するものであることが判明した場合

(3) 社会的な観点から内容が著しく不適切であると認められた場合

(その他)

13 この運用指針に定めるもののほか、本学リポジトリの運営に関し必要な事項、および博士論文の取り扱いについては、別に定める。